

ジャパンディスプレイクリエイターアカデミー 規約

第1章 総則

■第1条 名称と所在

本アカデミーの名称は、ジャパンディスプレイクリエイターアカデミー（以下、「当アカデミー」）と称し、株式会社ポピー（以下、「当社」）が運営を行い、当社内（横浜市神奈川区大野町1-8）に主たる事務局を置きます。

■第2条 目的

当アカデミーは、店舗ディスプレイの分野において、専門知識や技能の向上をはかり、ディスプレイを通じて社会の中で活躍できる人材を育成し、日本のディスプレイの質的向上をはかることを目的とします。

第2章 受講

■第3条 入学手続きの確定と受講資格の取得

- 当アカデミーで受講を希望する場合は、所定の申込書に必要事項をご記入の上、入学金30,000円（税込）と各種コース別の受講料の支払いを以って入学手続きを完了とし、この規約に従って受講者としての資格を取得します。

■第4条 当アカデミーの受講希望者に必要な条件

- 当アカデミーの案内書類に記載されているコース受講によりその技術習得を目的とします。
- 当アカデミーのコースを受講し理解できる基礎学力を有することとします。
- 18歳以上の社会人の方、又は学生とします。

■第5条 受講資格の有効期限

- 受講資格は原則、受講開始日よりコース終了日までとします。
- 申込受付後、入学金・受講料納付等の手続きが期限内に実施されない場合（期限等は申込後連絡）、又はコース開始の1週間前までに手続きが完了しない場合は、入学資格を取り消され、受講資格を失う場合があります。この場合は第12条の『中途退学保障制度規定』により処理されます。

■第6条 受講資格の喪失

- 受講者が次の各号の1つに該当するに至った時は、受講資格を失います。
 - 当アカデミー（講師・事務局を含む）または受講生に対して、物理的ならびに精神的を問わずその教授並びに学習を妨げる行為があり、またその場合に指導に従わず、改善の余地が無いと判断された場合。あるいは当アカデミーまたは受講生に対して、危害を加える、当アカデミーの施設を破損する等の行為があった場合。
 - その他、アカデミーの名誉・信用を失墜する行為及びこれに類する行為があったと当アカデミーが判断した場合。
 - 入学時に、住所・氏名・連絡先等に事実と異なる記載があった場合。
 - 受講者より退会の意思表示があった場合。
 - その他受講生としてふさわしくないと当アカデミーが判断した場合。
- 会員資格を喪失または取り消された場合の学費等は以下の通りとします。

前項（1）号・（2）号・（3）号に関しては納入済みの学費は一切返還されません。
前項（4）号に関しては「中途退学保障制度」により処理されます。
前項（5）号に関しては事由により判断します。

■第7条 休講

- 当アカデミーでは、天災地変、社会情勢の変化、その他当アカデミーの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休講もしくは閉鎖することができるものとします。
- 当アカデミーは、各コースごとに最低定員数を満たない場合は、休講ができるものとします。
 - チャレンジコース 最低人数 10名
(開講2週間前までに決定し通知します)
 - キャリアアップコース 最低人数 8名
(キャリアアップコース・メインレッスン初回授業の1週間前までに決定し通知します)

- ライセンス取得コース 最低人数 8名
(ライセンス取得コース・マスターレッスン初回授業の1週間前までに決定し通知します)

第3章 受講サポートの諸制度

■第8条 当アカデミーの義務

- 当アカデミーでは、受講者が申し込んだコースを受講終了した時点で受講者に対する責務を完了します。
- 当アカデミーの責めによる事由により、受講予定あるいは既に受講を開始しているコースを途中で打ち切る場合は、残された受講時間に相当する学費をお返しします。
- 当アカデミーのコースなどをご利用になったことで、受講者の方の知識・技能の向上その他の目的が万が一達成できなかったとしても当スクールは責任を負いかねます。

■第9条 受講者の義務

- 当アカデミーの案内書類に記載されているコース受講により、その技術習得を目的として学習に励むこと。
- 住所・氏名・電話番号・連絡先等、入学申込書類事項に変更が出た場合は速やかに届け出ること。
- 講義中での録音、ビデオ撮影、携帯電話の使用は禁止されています。

■第10条 各種制度一覧

1. 各種制度適用期間一覧

	適用期間
中途退学保障制度	受講開始日よりコース終了日まで
クラス振替制度	各コース最終授業日より1年間 (火曜クラス・土曜クラスともに)
休学制度	受講開始日よりコース終了日まで
受講生価格の利用	受講開始日よりコース終了日まで

※諸事情により適用期間が変更になる場合があります。

■第11条 受講前のキャンセルについて

- お申込みコースの解約については以下の条件でお受けします。解約事由は不問です。お納め頂いた学費から以下の手数料を差し引いてご返金します。
- 所定の申請用紙に記入の上、当アカデミーに申請下さい。郵送、FAX、電話、メール等による申請は無効となります。所定の申請用紙が提出された日が受理日となります。
- 学費納入後のご返金につきましては、申請月末締切、翌月末に指定の口座へご返金します。
- 解約手数料一覧（ご入学手続き完了後、初回受講日の前日より起算します。）

取消日時（開講日前日から）	解約手数料（税込）
22日以前	30,000円
21日前～15日前迄	30,000円 + 学費の10%
14日前～前日迄	中途退学保障制度規定による

※学費＝入学金＋受講料＋テキスト費（キャンペーン申込の際は割引額で計算）

※開講日＝ベシックレッスンの初回授業とする。

■第12条 クラス振替制度

- 在籍クラスを欠席時に、他のクラス（同一内容に限る）を無料で受講できる制度です。この制度は欠席時のフォローシステムの1つであり、修了認定のための出席率に含まれます。
- 振替制度を利用するには、所定の用紙に必要事項を記入の上、欠席する授業の1週間前迄に事務局に提出して下さい。

3. グループワーク等、授業によっては振替ができないものもあります。

■第13条 中途退学保障制度

1. 受講開始後、何らかの事情により学習を継続できなくなった方のための中途解約制度の当アカデミーの制度名称です。この場合、未受講（授業日の7日前までに申請があった場合は未受講とみなす。）かつ未受講コース部分の受講料の80%を返金します。清算の単位は教科単位（コース内構成教科）で行われますのでご確認ください。
2. 本制度の利用のためには、以下の要件を満たす必要があります。
 - (1) 受講手続きが完了し、全ての学費（入学金・受講料・教材費等の合計）支払いが完了していること。
 - (2) 受講開始日よりコース修了日までの期間の申請であること。
3. 所定の申請用紙に記入の上、当アカデミーに申請下さい。郵送、FAX、電話、メール等による申請は無効となります。所定の申請用紙が提出された日が受理日となります。
4. 清算はレッスン単位で計算されます。教科受講の出欠に問わず教科日程が開始された以後についてはその教科は受講済みとみなされます。振替をし、未受講の教科に関しても中途退学の際は受講済みとみなし換算されます。
5. 取消手数料として、一律30,000円（税込）が必要となります。
6. 申請月末日締切、翌月7日に指定の口座に返金されます。（7日が土日祝日の場合はその翌日）

■第14条 休学制度

1. 受講開始後、何らかの事情によりある一定期間学習を継続できなくなった方のための休学制度の当アカデミーの制度名称です。この場合、申請日から最長1年間の休学が可能です。
2. 所定の申請用紙に記入の上、当アカデミーに申請下さい。郵送、FAX、電話、メール等による申請は無効となります。所定の申請用紙が提出された日が受理日となります。
3. 申請のあった復学予定日を1カ月以上経過しても連絡が無い場合は退学処分となります。その際、納入済みの学費は一切変換致しません。
4. 休学期間中に教材、カリキュラム、設備環境等の変更があった場合、変更によって生じた教材等は復学の際に別途ご購入頂きます。

■第15条 修了認定基準

1. 修了認定基準を満たした場合に、修了証書が交付されます。
2. 次の各項目の修了認定基準を満たす場合に、「コース修了認定」が受けられます。
 - ①所定のカリキュラムの80%を受講していること。
 - ②コースの所定の修了認定条件を満たしていること。
 - ・ベーシックレッスン・・・ウインドウの完成
 - ・メインレッスン・・・VMDレポートのプレゼンテーション
 - ・マスターレッスン・・・プレゼンテーション
卒業制作の完成
 - ・規定課題の提出
3. クラス振替制度を利用しての出席は受講時間に含まれます。
4. 修了認定が無い場合は当アカデミーの修了生として認定されません。（この場合、キャリア形成促進助成金制度等の利用に制限を受ける場合があります。）

■第16条 カリキュラムの改定

1. 当アカデミーが提供するカリキュラムは（授業内容）は、予告無く改定される場合があります。
2. 変更前のカリキュラムにお申し込みの場合は、変更後のカリキュラムを以って代えさせていただきます。

■第17条 付則

1. 当アカデミーの受講時における盗難、傷害、その他事故について、当アカデミーに対し何らかの損害賠償を求めず、当アカデミーは賠償しないものとします。
2. 当アカデミーの受講生との間に争いが生じた場合には、東京地方裁判所および東京簡易裁判所を管轄裁判所とします。
3. 本規約は、受講申し込みのご案内と一緒にお渡しし、交付されます。受講者は入学時の受講申込書にサインまたは捺印することで、この規約を遵守する義務が生じます。
4. 本規約に規定無き事項については、当アカデミー・受講生とも相互の協議により解決することを決定します。

■第18条 著作権

当アカデミーのテキスト（DISPLAY CREATOR'S HANDBOOK）、配布資料、及びカリキュラムの内容に関する著作権は、当アカデミーに帰属します。これらの複製、転用、第三者への配布等の行為は禁止します。

■第19条 個人情報

1. 入校時、在学中、卒業後にお預かりした個人情報は、当アカデミーの管理用としてのみ利用します。法律などによる開示を求められた場合を除き、受講生または卒業生の同意なしに業務委託先以外の第三者に開示、提供することはありません。
2. 当アカデミーの授業風景を撮影した写真及び映像等を、当アカデミーのウェブサイトやプロモーションに利用することができるものとします。その際、肖像権当の使用を承諾するものとします。

■補足

レッスン・コース・クラス・講座の語義について学則内で記されている言葉は以下の通り定義します。

- ①レッスン：授業は150分を1レッスンとして行われます。
- ②コース：ある一定のまとまりをもったカリキュラムの単位。当スクールではチャレンジコース・キャリアアップコース・ライセンス取得コースの3つからなります。
- ③クラス：半日・1レッスンの火曜日クラスと、1日・2レッスンの土曜日クラスからなります。
- ④講座：本コースのカリキュラムとは別の当スクール主催で行われる、一般の方も参加可能な1回集中型のレッスン。受講生が講座を受ける際は、受講生価格の割引が適応されます。受講生価格は講座によって異なります。